

宮城県公報

令和 7 年 7 月 4 日（金）
定期第 614 号

目次

規則

- 災害救助法施行細則の一部を改正する規則（復興支援・伝承課）

告示

- 生活保護法による医療機関の指定（社会福祉課）
- 生活保護法による指定医療機関の廃止の届出（同）
- 生活保護法による指定医療機関の変更の届出（同）
- 生活保護法による指定医療機関の休止の届出（同）
- 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス事業者の指定（障害福祉課）
- 知事指定薬物の指定（薬務課）
- 県営土地改良事業の工事の完了（4 件）（農村振興課）

公告

- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る入札の公告（契約課）
- 政府調達に関する協定の適用を受ける調達に係る随意契約の相手方の決定（出納管理課）

教育委員会

- 教育委員会定例会の開催（教育庁総務課）

正誤

- 宮城県公報第 611 号（令和 7 年 6 月 24 日付け）別冊 2 中

災害救助法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 7 年 7 月 4 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県規則第 121 号

災害救助法施行細則の一部を改正する規則

災害救助法施行細則（昭和35年宮城県規則第48号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
別表第1（第5条関係） 災害救助法による救助の程度、方法及び期間 1 〔略〕 (1) 〔略〕 ア・イ 〔略〕 ウ 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり<u>360円</u>以内とする。 エ～カ 〔略〕 (2) 〔略〕 ア 〔略〕 (ア) 〔略〕 (イ) 建設型応急住宅1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、<u>708万9,000円</u>以内とする。 (ウ)～(キ) 〔略〕 イ 〔略〕 2 〔略〕	別表第1（第5条関係） 災害救助法による救助の程度、方法及び期間 1 〔略〕 (1) 〔略〕 ア・イ 〔略〕 ウ 避難所設置のため支出できる費用は、避難所の設置、維持及び管理のための賃金職員等雇上費、消耗器材費、建物の使用謝金、器物の使用謝金、借上費又は購入費、光熱水費並びに仮設便所等の設置費とし、1人1日当たり<u>350円</u>以内とする。 エ～カ 〔略〕 (2) 〔略〕 ア 〔略〕 (ア) 〔略〕 (イ) 建設型応急住宅1戸当たりの規模は、応急救助の趣旨を踏まえ、地域の実情、世帯構成等に応じて設定し、その設置のために支出できる費用は、設置にかかる原材料費、労務費、付帯設備工事費、輸送費及び建築事務費等の一切の経費として、<u>688万3,000円</u>以内とする。 (ウ)～(キ) 〔略〕 イ 〔略〕 2 〔略〕

(1) [略]

ア・イ [略]

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出
できる費用は、主食、副食、燃料等に要する経費とし、そ
の額は、1人1日当たり1,390円以内とする。

エ [略]

(2) [略]

3 [略]

(1)・(2) [略]

(3) [略]

ア [略]

季別	1人世帯の 額	2人世帯の 額	3人世帯の 額	4人世帯の 額	5人世帯の 額	世帯員数が 6人以上1 人を増すご とに加算す る額
夏季	2万300円	2万6,100円	3万8,700円	4万6,200円	5万8,500円	8,500円
冬季	3万3,700円	4万3,500円	6万600円	7万900円	8万9,300円	1万2,300円

イ [略]

季別	1人世帯の 額	2人世帯の 額	3人世帯の 額	4人世帯の 額	5人世帯の 額	世帯員数が 6人以上1 人を増すご とに加算す る額
夏季	6,700円	8,900円	1万3,400円	1万6,300円	2万500円	2,900円
冬季	1万700円	1万4,000円	1万9,900円	2万3,600円	2万9,800円	3,900円

(4) [略]

4・5 [略]

6 [略]

(1) [略]

(1) [略]

ア・イ [略]

ウ 炊き出しその他による食品の給与を実施するため支出
できる費用は、主食、副食、燃料等に要する経費とし、そ
の額は、1人1日当たり1,330円以内とする。

エ [略]

(2) [略]

3 [略]

(1)・(2) [略]

(3) [略]

ア [略]

季別	1人世帯の 額	2人世帯の 額	3人世帯の 額	4人世帯の 額	5人世帯の 額	世帯員数が 6人以上1 人を増すご とに加算す る額
夏季	1万9,800円	2万5,400円	3万7,700円	4万5,000円	5万7,000円	8,300円
冬季	3万2,800円	4万2,400円	5万9,000円	6万9,000円	8万7,000円	1万2,000円

イ [略]

季別	1人世帯の 額	2人世帯の 額	3人世帯の 額	4人世帯の 額	5人世帯の 額	世帯員数が 6人以上1 人を増すご とに加算す る額
夏季	6,500円	8,700円	1万3,000円	1万5,900円	2万円	2,800円
冬季	1万400円	1万3,600円	1万9,400円	2万3,000円	2万9,000円	3,800円

(4) [略]

4・5 [略]

6 [略]

(1) [略]

ア [略]

イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり 5万3,900円以内とする。

ウ [略]

(2) [略]

ア [略]

イ [略]

(ア) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 73万9,000円

(イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 35万8,000円

ウ [略]

7 [略]

8 [略]

(1)・(2) [略]

(3) [略]

ア [略]

イ [略]

(ア) 小学校児童 1人当たり 5,500円

(イ) 中学校生徒 1人当たり 5,800円

(ウ) 高等学校等生徒 1人当たり 6,300円

(4) [略]

9 [略]

(1)・(2) [略]

(3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人23万2,200

ア [略]

イ 住家の被害の拡大を防止するための緊急の修理が必要な部分に対し、合成樹脂シート、ロープ、土のう等を用いて行うものとし、その修理のために支出できる費用は、1世帯当たり 5万1,500円以内とする。

ウ [略]

(2) [略]

ア [略]

イ [略]

(ア) (イ)に掲げる世帯以外の世帯 71万7,000円

(イ) 半壊又は半焼に準ずる程度の損傷により被害を受けた世帯 34万8,000円

ウ [略]

7 [略]

8 [略]

(1)・(2) [略]

(3) [略]

ア [略]

イ [略]

(ア) 小学校児童 1人当たり 5,200円

(イ) 中学校生徒 1人当たり 5,500円

(ウ) 高等学校等生徒 1人当たり 6,000円

(4) [略]

9 [略]

(1)・(2) [略]

(3) 埋葬のため支出できる費用は、1体当たり大人22万6,100

円、小人18万5,700円以内とする。

(4) [略]

10 [略]

11 [略]

(1)～(3) [略]

(4) [略]

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,700円以内とする。

イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は、1体当たり5,900円以内とする。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができるものとする。

ウ [略]

(5) [略]

12 [略]

(1) [略]

(2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が14万3,900円以内とする。

(3) [略]

13 [略]

円、小人18万800円以内とする。

(4) [略]

10 [略]

11 [略]

(1)～(3) [略]

(4) [略]

ア 死体の洗浄、縫合、消毒等の処置のための費用は、1体当たり3,600円以内とする。

イ 死体の一時保存のための費用は、死体を一時収容するための既存の建物を利用する場合は、当該施設の借上費について通常の実費とし、既存の建物を利用できない場合は、1体当たり5,700円以内とする。この場合において、死体の一時保存にドライアイスの購入費等の経費が必要であるときは、当該地域における通常の実費を加算することができるものとする。

ウ [略]

(5) [略]

12 [略]

(1) [略]

(2) 障害物の除去のため支出できる費用は、ロープ、スコップその他除去のため必要な機械、器具等の借上費又は購入費、輸送費及び賃金職員等雇上費等とし、市町村内において障害物の除去を行った1世帯当たりの平均が14万円以内とする。

(3) [略]

13 [略]

様式第 7 号

(表面)

公 用 令 書 発 付 番 号	第 号	公 用 令 書
[略]		

(裏面)

[略]	
1 ～ 4	[略]
5 従事令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法第31条の規定により、6 月以下の <u>拘禁刑</u> 又は30万円以下の罰金に処せられる。	

様式第 7 号

(表面)

公 用 令 書 発 付 番 号	第 号	公 用 令 書
[略]		

(裏面)

[略]	
1 ～ 4	[略]
5 従事令書の交付を受けた者が命令に従わないときは、災害救助法第31条の規定により、6 月以下の <u>懲役</u> 又は30万円以下の罰金に処せられる。	

附 則

この規則は、公布の日から施行し、改正後の別表第 1 の規定は、令和 7 年 4 月 1 日から適用する。

宮城県告示第422号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、医療機関として次のとおり指定した。

令和 7 年 7 月 4 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	所在地	指定年月日
駅前北きし内科クリニック	石巻市駅前北通り一丁目 14 番 21 号	令和 7 年 3 月 1 日
ちゃっと歯科クリニック	石巻市茜平 4－104	令和 7 年 3 月 1 日
岡部薬局渡波中央店	石巻市後生橋 1 番 3 号	令和 7 年 3 月 4 日
日本調剤 石巻薬局	石巻市駅前北通り 1－14－29	令和 7 年 3 月 1 日
目黒歯科医院	塩竈市宮町 1－9	令和 7 年 3 月 22 日
つばさ薬局玉川店	塩竈市玉川一丁目 5－16	令和 7 年 3 月 1 日
つばさ薬局松陽台店	塩竈市松陽台二丁目 16－1	令和 7 年 3 月 1 日
つばさ薬局	多賀城市下馬二丁目 13－15	令和 7 年 3 月 1 日
カワチ薬局多賀城店	多賀城市笠神 4－8－1	令和 7 年 3 月 1 日
ツルハドラッグイオンタウン 矢本調剤薬局	東松島市小松字谷地 208 他	令和 7 年 3 月 1 日
古川駅前岡本クリニック	大崎市古川駅前大通 2－4－26	令和 7 年 3 月 1 日
つばさ薬局古川店	大崎市古川駅東二丁目 12－25	令和 7 年 3 月 1 日
後藤歯科医院	柴田郡大河原町幸町 8－23	令和 7 年 3 月 1 日
つばさ薬局船岡店	柴田郡柴田町船岡新栄四丁目 3－15	令和 7 年 3 月 1 日
宮城調剤薬局 亘理店	亘理郡亘理町字旧館 30－1	令和 7 年 3 月 1 日
つばさ薬局松島店	宮城郡松島町松島字普賢堂 5－5	令和 7 年 3 月 1 日
つばさ薬局中新田店	加美郡加美町矢越 340－1	令和 7 年 3 月 1 日
一般社団法人石巻薬剤師会 会営女川薬局	牡鹿郡女川町女川二丁目 10 番地 10	令和 7 年 3 月 4 日
看護クラーク大崎古川	大崎市古川栄町 3 番 10 号	令和 7 年 1 月 15 日

宮城県告示第423号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり廃止した旨届出があった。

令和 7 年 7 月 4 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	所在地	廃止年月日
ペガサス薬局本店	石巻市鑄銭場 1－9	令和 7 年 1 月 31 日
ペガサス薬局鹿ノ又店	石巻市鹿又字新八幡前 5	令和 7 年 1 月 31 日
森産婦人科医院	気仙沼市入沢 4－5	令和 7 年 1 月 31 日
登米歯科診療所	登米市登米町寺池桜小 132 番	令和 7 年 1 月 31 日
ペガサス薬局大河原店	柴田郡大河原町字広 34－9	令和 7 年 1 月 31 日

宮城県告示第424号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり変更した旨届出があった。

令和 7 年 7 月 4 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

	名称	所在地	変更年月日
変更前	訪問看護ステーション 共生	大崎市古川旭五丁目 3 - 3 S T ビル B 棟 2 階中央	令和 7 年 1 月 20 日
変更後		大崎市三本木しらとり 9 番 2	

宮城県告示第425号

生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2（中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定によりその例によるものとされた場合を含む。）の規定により、指定医療機関から次のとおり休止した旨届出があった。

令和 7 年 7 月 4 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

名称	所在地	休止年月日
洞口・佐藤クリニック	名取市増田一丁目 5－12	令和 6 年 12 月 24 日

宮城県告示第426号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成 17 年法律第 123 号）第 29 条第 1 項に規定する指定障害福祉サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 51 条第 1 号の規定により告示する。

令和 7 年 7 月 4 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

事業所番号	事業所の名称及び所在地	指定障害福祉サービスの種類	設置者名	指定年月日
0412210445	ふくのね輝十朗 柴田郡大河原町字町 125 番地 1	就労移行支援	一般社団法人 ふくのね	令和 7 年 7 月 1 日

宮城県告示第427号

宮城県薬物の濫用の防止に関する条例（平成27年宮城県条例第69号）第13条第1項の規定により、次のとおり知事指定薬物を指定するので、同条第4項の規定により告示する。

令和7年7月4日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 知事指定薬物の名称

（8R）－6－アリル－N，N－ジエチル－1－（チオフェン－2－カルボニル）－9，10－ジデヒドロエルゴリン－8－カルボキシアミド及びその塩類（通称名：1T－AL－LAD）

2 指定の理由

中枢神経系の興奮若しくは抑制又は幻覚の作用（当該作用の維持又は強化の作用を含む。）を有する蓋然性が高く、かつ、人の身体に使用された場合に保健衛生上の危害が発生するおそれがあると認められるため。

3 指定の効力が生ずる日

令和7年7月4日

宮城県告示第428号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 3 第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年 7 月 4 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地 区 名	事 業 の 名 称	工事完了年月日
桜	農業用排水施設整備事業	令和 7 年 3 月 21 日

宮城県告示第429号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 3 第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年 7 月 4 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地 区 名	事 業 の 名 称	工事完了年月日
新小斎	農業用排水施設整備事業	令和 7 年 5 月 16 日

宮城県告示第430号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 3 第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年 7 月 4 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地 区 名	事 業 の 名 称	工事完了年月日
中谷地・沼尻	農業用排水施設整備事業	令和 7 年 3 月 21 日

宮城県告示第431号

県営土地改良事業に伴う工事を次のとおり完了したので、土地改良法（昭和24年法律第 195 号）第 113 条の 3 第 3 項の規定により公告する。

令和 7 年 7 月 4 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

地 区 名	事 業 の 名 称	工事完了年月日
南田	農業用排水施設整備事業	令和 7 年 3 月 21 日

政府調達に関する協定の適用を受ける調達を、次のとおり一般競争入札に付す。

令和7年7月4日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

1 入札に付する事項

(1) 購入物品及び数量

ロータリ除雪車（2.2m級・2.6m幅） 1台

(2) 購入物品の仕様等 入札説明書及び仕様書による。

(3) 納入期限 令和8年3月23日（月）

(4) 納入場所 宮城県大河原土木事務所

（宮城県柴田郡大河原町字南129-1）

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加業者登録簿に登録されている者又は開札時まで宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格を取得した者であること。

(3) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開始の申立てをしていない者であること。

(4) 平成12年4月1日以後に民事再生法第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者であること。ただし、同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受けた者が、その者に係る同法第174条第1項の再生計画認可の決定が確定した場合にあっては、その者を再生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしていない者又は申立てをなされていない者（同法附則第2条の規定によりなお従前の例によることとされる更生事件に係るものを含む。）であること。ただし、同法に基づく更生手続開始の決定を受けた者がその者に係る更生計画認可の決定があった場合にあっては、その者を更生手続開始の申立てをしなかった者又は申立てをなされなかった者とみなす。

(6) 宮城県から物品調達等に係る競争入札の参加資格制限の措置を受けている期間中の者でないこと。

(7) 宮城県入札契約暴力団等排除要綱（平成20年11月1日施行）別表各号に規定する次のいずれかに該当するときは入札に参加することはできない。

なお、入札に参加しようとする者の使用人が入札に参加しようとする者の業務として行った行為は、入札に参加しようとする者の行為とみなす。

ア 入札に参加しようとする者の役員等（法人の場合は非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体の場合は法人の役員等と同様の責任を有する代表者及び理事等、個人の場合はその者並びに支配人及び営業所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）である場合又は暴力団員が経営に事実上参加していると認められるとき。

イ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴対法第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）、暴力団員又は暴力団、暴力団員に協力し、若しくは関与する等これと関わりを持つ者として、警察から通報があった者若しくは警察が確認した者（以下「暴力団関係者」

という。)の威力を利用するなどしていると認められるとき。

ウ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団、暴力団員若しくは暴力団関係者（以下「暴力団等」という。）又は暴力団等が経営若しくは運営に関与していると認められる法人等に対して、資金等を提供し、又は便宜を供与するなど積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

オ 入札に参加しようとする者又はその役員等が、暴力団等であることを知りながら、これと取引したり、又は不当に利用していると認められるとき。

- (8) 入札参加資格申請場所 宮城県の物品調達等に係る競争入札参加資格のない者で入札を希望する者は、当県所定の物品調達等に係る競争入札参加業者登録申請書に必要事項を記入の上、宮城県出納局契約課管理班（〒980—8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号 電話 022—211—3335）へ令和7年7月18日（金）午後5時までに提出すること。

3 入札書の提出場所等

(1) 電子調達システムの利用

ア 本調達案件は、電子入札（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）の送受信により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）及び紙入札（書面により執行する競争入札又は随意契約における相手方決定の手続きの総称をいう。以下同じ。）を併用して入札を行うものとする。

イ 本調達案件に参加する者のうち、紙入札を希望する者は、入札説明書に定めるところによりあらかじめ紙入札参加承認願を提出しなければならない。

- (2) 書面による入札書の提出場所、契約条項及び契約条件を示す場所、入札説明書の交付場所並びに問い合わせ先

〒980—8570 宮城県仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県出納局契約課物品班（担当 福地 美奈 電話 022—211—3333）

- (3) 郵送による入札説明書の交付期限 郵送により書面での入札説明書の交付を希望する場合は、令和7年7月18日（金）まで（2）あて申し出ること。

(4) 一般競争入札参加資格審査

ア システムを用いて参加資格審査を受ける場合 システムにより入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和7年7月18日（金）午前9時から令和7年7月29日（火）午後5時までの間に必要書類を作成の上、システムにより提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

イ 書面により参加資格審査を受ける場合 書面により入札に参加しようとする者は、入札説明書に定めるところにより令和7年7月29日（火）午後5時までの間に必要書類を作成の上、提出し、参加資格の審査を受けなければならない。

ウ 開札日までの間において、ア又はイにおいて提出された書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(5) 入札書の提出期限等

ア システムを用いて入札する場合

入札期間 令和7年8月1日（金）午前9時から令和7年8月18日（月）午後5時まで

イ 書面により入札書を提出する場合

(7) 日時 令和7年8月18日（月）午後5時

(4) 場所 (2)に同じ

(ウ) 郵送による場合は、配達証明付書留郵便により（ア）の日時までに到達するよう提出すること。

ただし、入札書を持参する場合は、（６）の開札の日時まで開札場所へ提出できるものとする。

(エ) 提出期限を過ぎて提出された入札書は、いかなる事由があっても受理しない。

(6) 開札の日時及び場所

令和 7 年 8 月 19 日（火）午前 10 時

宮城県行政庁舎 10 階入札室

4 入札に参加することができない者 2 に定める資格を有しない者

5 その他

(1) 契約手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金 財務規則（昭和 39 年宮城県規則第 7 号）第 97 条及び第 98 条の規定による。

(3) 契約保証金 財務規則第 113 条及び第 114 条の規定による。

(4) 入札の無効 本公告に示した競争入札に参加する者に必要な資格のない者のした入札及び入札に求められる義務を履行しなかった者のした入札は、無効とする。

(5) 入札金額の記載方法 契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の消費税及び地方消費税に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額。以下同じ。）とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額から消費税及び地方消費税に相当する金額を控除した金額を入札書に記載すること。

(6) 落札者の決定方法 予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(7) 契約書作成の要否 要

(8) この契約は、電子契約を選択することができる。

(9) 申請書等の作成に要する経費 申請書等を提出する入札参加希望者の負担とする。

(10) 詳細は、入札説明書による。

6 概要

Summary

(1) Nature and Quantity of the Items to be Procured: Rotary snow plow (2.2m class, 2.6m width) (1 vehicle)

(2) Deadline for Delivery: March 23, 2026 (Mon.)

(3) Place of Delivery: Miyagi Prefecture Ogawara Public Works Office

(4) Deadline for Bid Submission: August 18, 2025 (Mon.), 5:00 P.M.

(5) Contact Information: Mina Fukuchi, Procurement Section, Government Contract Division, Treasury Department, Miyagi Prefectural Government, 3-8-1 Honcho, Aoba Ward, Sendai City, Miyagi Prefecture 980-8570
TEL.: 022-211-3333

(6) Language and Currency Used in Contract Procedures: Japanese and Japanese yen only

政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、次のとおり契約の相手方を決定した。

令和 7 年 7 月 4 日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

- 1 随意契約に係る物品又は役務の名称及び数量 宮城県財務システム eLTAX を活用した公金収納対応に係る改修業務 一式
- 2 契約に関する事務を担当する課室等の名称及び所在地 出納局出納管理課 仙台市青葉区本町 3 丁目 8 番 1 号
- 3 契約の相手方を決定した日 令和 7 年 5 月 16 日
- 4 落札者の氏名又は名称及び住所又は所在地 富士通 Japan 株式会社東日本公共ビジネス統括部(宮城) 仙台市青葉区中央 3 丁目 2 番 23 号
- 5 落札金額 200,000,000 円（消費税及び地方消費税を除く。）
- 6 契約の相手方を決定した手続 随意契約
- 7 契約の相手方を決定した理由 地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成 7 年政令第 372 号）第 11 条第 1 項第 2 号該当

宮城県教育委員会告示第8号

地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第14条の規定により、教育委員会の定例会を次のとおり招集する。

なお、この会議の傍聴を希望する者は、次に定める手続に従って傍聴しなければならない。

令和7年7月4日

宮城県教育委員会

教育長 佐藤 靖彦

1 日 時 令和7年7月10日 午後1時30分

2 場 所 教育委員会会議室

3 事 件

第1号議案 職員の人事について

第2号議案 宮城県教育委員会に属する職員等の旅費及び費用弁償の支給規則の一部を改正する規則及び県費負担教職員の免職及び宮城県教育委員会の任命に係る職への採用の手続に関する規則の一部を改正する規則の一部改正について

第3号議案 県立高等学校の授業料の減免等に関する規則の一部改正について

第4号議案 宮城県図書館協議会委員の人事について

4 傍聴者の定員

12人

5 傍聴手続

（1） 傍聴希望の受付は、会議開会30分前から10分前までに、当該会議の会場に参集した傍聴希望者に対して行います。

（2） 傍聴の手続は、先着順で行い、定員を超えた場合は、希望者全員による抽選とします。

6 問い合わせ先

仙台市青葉区本町三丁目8番1号

宮城県教育庁総務課総務班（電話022—211—3611）

ページ	行	正						誤					
8		00135	渡殿 育夫	登米市	阿部 賢太郎	登米市	登米市登米町登米字小島新田待井下416-1	00135	渡殿 育夫	登米市	阿部 賢太郎	登米市	登米市登米町登米字小島新田待井下416-1
								00136	鈴木 のぶこ	登米市	宝江水稲育苗センター利用組合	登米市	登米市登米町登米字小島北埜385外1筆
								00137	後藤 勝男	登米市	宝江水稲育苗センター利用組合	登米市	登米市登米町登米字小島七百刈408外2筆
								00138	鈴木 貴美子	登米市	宝江水稲育苗センター利用組合	登米市	登米市登米町登米字小島北埜383外1筆
								00139	清野 雅敏	登米市	宝江水稲育苗センター利用組合	登米市	登米市登米町登米字小島七百刈411-1外3筆
								00140	雨澤 俊治	登米市	宝江水稲育苗センター利用組合	登米市	登米市登米町登米字小島北長横下353-1外4筆
								00141	後藤 賢治	登米市	宝江水稲育苗センター利用組合	登米市	登米市登米町登米字小島北埜378
								00142	後藤 正	登米市	宝江水稲育苗センター利用組合	登米市	登米市登米町登米字小島北埜380
								00143	佐藤 孝	登米市	株式会社グリーンライズ	登米市	登米市登米町大字日根牛新中田23
		00143	佐藤 孝	登米市	株式会社 グリーンライズ	登米市	登米市登米町大字日根牛新中田23						